

第2 ふろがま

1 用語の定義

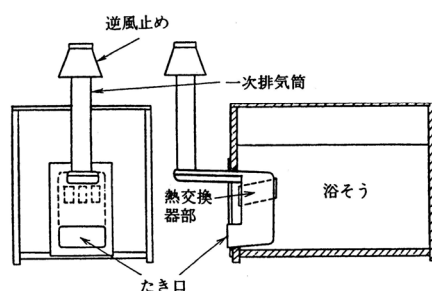
(1) ふろがま

浴槽内の水を沸かす設備をいう。

なお、公衆浴場等のふろがまは条例第3条で規制する。

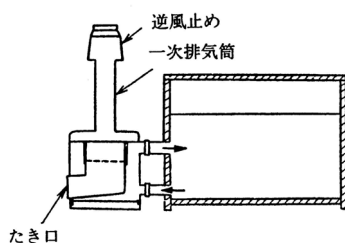
(2) 内がま式と外がま式

ア 条例別表第3で規定する内がま式とは、熱交換方式のものでかま本体が浴槽内にあるものをいう。

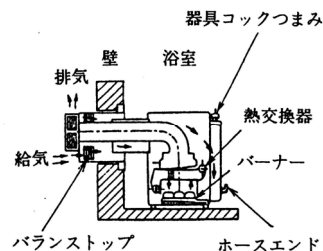


第2-1図

イ 条例別表第3で規定する外がま式とは、循環方式のものでかま本体が浴槽外にあり、循環パイプで浴槽と接続しているものをいう。



第2-2図



第2-3図

2 条例の運用

条例によるほか、次によること。

(1) 第4章. 第1節. 第1 (1. (8). (9). (12)を除く。)を準用すること。

(2) 条例第3条の2第1項第2号で規定する「空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置 (以下「空だき防止装置」という。)」については、次によること。

ア 空だき防止装置とは、ふろがま内に水がない場合、バーナーへの燃料通路を開けずに空だきを防止する装置であること。

イ 空だきした場合にふろがまが損傷する以前に自動的にバーナーへの燃焼通路を閉ざす JIS S 2091 で規定される「空だき安全装置」については、条例第3条の2でいう空だき防止装置に含まれるものであること。